

## RD最終処分場問題解決に向けた一次対策工事の実施 にあたっての協定書（案）

RD最終処分場問題解決に向けた1次対策工の実施にあたり、滋賀県知事(以下「甲」という。)とRD問題周辺自治会連絡会(以下「乙」という。)は、平成22年8月5日に取り交わした「RD事案解決に向けての覚書」(以下「覚書」という。)第1条で遵守するとしている「RD産廃処分場問題に関する県の対応についての見解」3の項を踏まえ、以下のとおり協定を締結する。

- 1 甲は、別添図に示す掘削範囲を、一次対策工事における掘削の基本区域(以下「一次対策工事掘削区域」という。)とする。
- 2 一次対策工事において掘削して場外に搬出するものは、これまでの調査により確認された特別管理産業廃棄物相当の廃棄物土、ドラム缶、ドラム缶の内容物が浸潤した土砂等(以下「場外搬出対象物」という。)とする。
- 3 一次対策工事掘削区域を掘削した後に、掘削場所の底面または側面において掘削面に露出している場外搬出対象物があるときは、当該場外搬出対象物も一次対策工事において場外に搬出する。ただし、除去にあたり地下水汚染の拡散のおそれがあると認められるものおよび除去のための工事に長期を要することとなると認められるものについては、一次対策工事ではなく二次対策工事において場外に搬出する。
- 4 2または3の規定により一次対策工事において場外に搬出されるもの以外の掘削物については、二次対策工事の完了までに適正に処理することとし、それまでの間は場内で適正に管理する。
- 5 一次対策工事掘削区域掘削後の底面については、電磁探査を実施し、場外搬出対象物が存すると推定される場合には二次対策工事において場外に搬出する。
- 6 東側焼却炉跡の基礎コンクリート下の部分についても、当該基礎コンクリートを撤去した上で電磁探査を実施し、場外搬出対象物が存すると推定される場合には二次対策工事において場外に搬出する。
- 7 一次対策工事の実施にあたっては、掘削等によって新たに生活環境保全上の支障が生じることのないよう、適切な汚染拡散防止対策や臭気対策を講じる。
- 8 本協定を締結した証として本協定書を計7通作成し、甲1通乙を構成する自治会各1通これを

保有するものとする。

平成23年 月 日

甲 滋賀県知事

\_\_\_\_\_

乙 RD問題周辺自治会連絡会

滋賀県栗東市 赤坂自治会

会長

\_\_\_\_\_

小野自治会

会長

\_\_\_\_\_

上向自治会

会長

\_\_\_\_\_

中浮気団地自治会

会長

\_\_\_\_\_

日吉が丘自治会

会長

\_\_\_\_\_

栗東ニューハイツ自治会

会長

\_\_\_\_\_